



令和8年度

固定資産税・都市計画税（土地・家屋・償却資産）納税通知書 別紙

固定資産税・都市計画税の課税について

1 課税の根拠

この税金は、賦課期日(1月1日)現在、ひたちなか市に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方に対して課税されるものです。地方税法第342条及び第702条(課税客体等)並びにひたちなか市市税条例第54条及び第152条(納税義務者等)の各規定によって、本年1月1日現在、市内に所在する固定資産に対して、固定資産税及び都市計画税が課せられます。

2 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6%又は各年における延滞金特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。令和2年以前については、延滞金特例基準割合を特例基準割合に読替える。以下同じ。)に年7.3%の割合を加算した割合のいずれか低い方(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%又は各年における延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれか低い方)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金が徴収されます。ただし、算出した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を納める必要はありません。

3 督促等

納期限までに税金が完納されないときは、督促を受け、かつ督促状が発付(納期限後20日以内)された日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金が納付されない場合においては、滞納処分を受けることになります。

4 審査申出等

納税者は、固定資産の価格について不服がある場合は、この通知書を受取った日の翌日から起算して3か月以内に固定資産評価審査委員会に対して審査の申出ができます。この審査の申出に係る上記委員会の決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができることが地方税法第434条で定められています。

固定資産の価格以外の事項について不服がある場合は、この通知書を受取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後に、当該判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、ひたちなか市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求の判決を経ないでも処分の取消しの訴えをすることができます。

5 税率

固定資産税 = 課税標準額 × 税率(1.4%)
都市計画税 = 課税標準額 × 税率(0.3%)

6 都市計画税について

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために課せられる目的税です。都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもののうち、①市街化区域内に所在する土地・家屋、②市街化調整区域内で、都市計画事業のうち下水道事業により受益する土地・家屋が対象になります。都市計画区域内の道路、公園、下水道等の街づくり事業のために充てられています。

納付場所

納付場所は下記のとおりです。金融機関名、コンビニエンスストア名等については納付書裏面を参照してください。

- ◎ひたちなか市指定金融機関
- ◎ひたちなか市収納代理金融機関
- ◎全国の地方税統一QRコード対応金融機関
- ◎(株)ゆうちょ銀行・郵便局
- ◎コンビニエンスストア等
- ◎eL T A X (地方税お支払サイト)

※納付書が使用できる期限は、各納期限の日までです。

※全国の地方税統一QRコード対応金融機関については、地方税ポータルシステムサイトをご覧ください。 ➡



納付の際は、以下の点にご注意ください。

○全国の地方税統一QRコード対応金融機関での納付は、QRコードが印字してあるものに限ります。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

○(株)ゆうちょ銀行・郵便局で納付される方

・QRコードの印字がある納付書は、全国のゆうちょ銀行・郵便局でご利用いただけます。

※QRコードの印字がない場合は、関東各都県及び山梨県内の各支店・各局に限ります。

○コンビニエンスストア又はスマートフォン決済アプリで納付される方

・一枚の納付額が、30万円以下のもの(バーコードが印字してあるもの)に限ります。

・コンビニエンスストアで納付される方は、納付する納付書のみ、レジに提示してください。

・スマートフォン決済アプリで納付される方は、納付する納付書のバーコードのみ、読み取りしてください。

<裏面に続く>

